



## 桶川市住宅リフォーム資金補助金 令和4年度 申請ガイド

桶川市では、地域経済の活性化や住宅環境の向上を図るため、市内の施工業者に依頼して住宅リフォーム等を行う場合に工事費の一部を補助します。

### 申請期間

令和4年4月1日（金）より、申請総額が予算額に達するまで（先着順）

### 補助額（①と②各1回まで補助）

- ① 住宅のリフォーム工事費用（税抜）の5%（千円未満切捨て）、上限10万円
- ② ブロック塀等のリフォーム工事のうち、撤去・処分費用（税抜）の50%（千円未満切捨て）、上限10万円

### 補助対象工事（次のすべてに該当する工事）

- ① 市内に事業所を有する施工業者が行う工事であること。
- ② 住宅部分の工事は、工事費が20万円以上（税抜）であること。  
ブロック塀等の工事は、撤去・処分に係る工事費が2万円以上（税抜）であること。
- ③ 令和5年3月20日までに完了するリフォーム工事であること。
- ④ 他の制度による助成金、補助金を受けていないこと。

※具体的な対象工事内容はP5を確認してください

### 利用できる方（次のすべてに該当する方）

- ① 桶川市に住民登録があり、対象の住宅に居住をしている方。
- ② 対象の住宅を所有している方。または、2親等以内の親族が所有している方。
- ③ 市税の滞納がない方。
- ④ 過去にこの制度の補助金を利用していない方。

### 申請方法

桶川市役所3階産業観光課窓口にて書類受付。

お問い合わせ先

桶川市 環境経済部 産業観光課 商工・労政係  
桶川市泉1-3-28

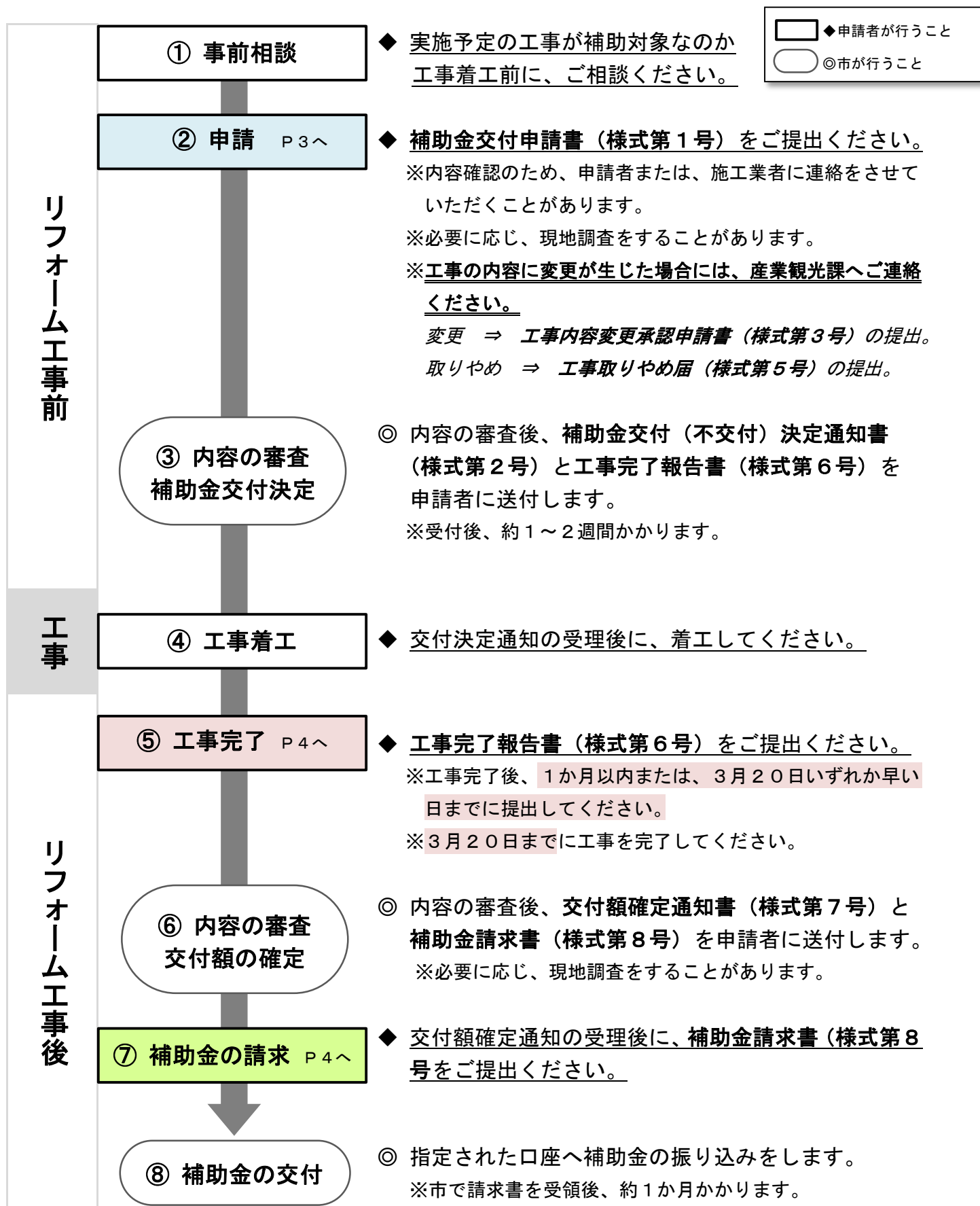
書類の提出先

TEL : 048-788-4928  
HP : <https://www.city.okegawa.lg.jp/>



※施工業者の紹介は行っておりません。また、施工業者とのトラブル等については、対応しかねます。

# 補助金のお申込みから受け取りまでの流れ



## リフォーム工事前に提出する書類

- (1) ~ (6) の書類を産業観光課窓口へご提出ください。
- 書類提出から、補助金が交付決定されるまで1~2週間ほどかかります。交付決定前に着工したものは、補助の対象となりませんので、余裕をもって申請してください。

### (1) 桶川市住宅リフォーム資金補助金交付申請書(様式第1号)

### (2) 見積書の写し

施工業者の名称・住所及び工事内訳が記載されており、業者の押印がある最新のものをご提出ください。

※施工業者は市内事業者に限ります。(支店等の場合は書類に市内店舗の名称・住所等が明記されている必要があります。)

### (3) 所有者の確認ができる書類

工事を行う家屋の①~④いずれかをご提出ください。

- ① 固定資産税・都市計画税の納税通知書の「表紙」及び「課税明細書」の写し
  - ・令和4年5月までの申請：令和3年度分の納税通知書
  - ・令和4年6月以降の申請：令和4年度分の納税通知書
- ② 固定資産税評価証明書 [有料]  
市役所税務課窓口にて申請することができます。
- ③ 全部事項証明書(登記簿謄本) [有料]  
法務局にて取得できます。発行後概ね3か月以内のもの。
- ④ 売買契約書の写し (購入直前の場合のみ) など

### (4) 設計図・案内図等

工事箇所が把握できる平面図など。

屋根・外壁、ブロック塀等、現場写真で状況の把握できるものは提出不要です。

### (5) リフォーム工事予定の現場写真

工事を施工する箇所、着工前の現状が分かるすべての現場写真。

写真には撮影日の日付を記載するか、あるいは撮影日を記載した用紙等と共に撮影してください。

ブロック塀等の工事を行う場合は、道路に接する塀等の高さが80cm以上とわかるようにスケール等をあてて、撮影をしてください。

### (6) 委任状

申請者、または申請者と同じ世帯の方が、窓口へ申請される場合は不要です。

### 【注意】

申請後に、工事内容を変更または中止をする場合には、必ず産業観光課へ連絡してください。

## リフォーム工事後に提出する書類

- (1) ~ (4) の書類を産業観光課窓口へご提出ください。
- 提出期限／工事完了が令和5年2月20日までの場合：工事完了後1カ月以内  
工事完了が令和5年2月21日以降の場合：令和5年3月20日

### (1) 桶川市住宅リフォーム資金補助金工事完了報告書(様式第6号)

交付申請時と同じ方の名義でご提出ください。

### (2) 契約書の写し

市内施工業者から発行されたものに限り、(支店等の場合は書類に市内店舗の名称・住所等が明記されている必要があります。)

契約書を取り交わしていない場合には、契約書に準ずるものをご用意ください。

### (3) 領収書の写し

市内施工業者から発行されたものに限り、(支店等の場合は書類に市内店舗の名称・住所等が明記されている必要があります。)

ローン払いやカード払い等により領収書が発行されていない場合は、施工業者が申請者あてに発行した領収を証明する書類の写しをご提出ください。

### (4) 施工前の現場写真に対応した施工後の現場写真

リフォーム工事後のすべての改修箇所の現場写真。

工事前と対比ができるように、同じ位置から撮影してください。

写真には撮影日の日付を記載するか、あるいは撮影日を記載した用紙等と共に撮影してください。

## 補助金交付額確定後に提出する書類

- 補助金交付額の確定通知を受けた日から30日以内に次の書類を産業観光課窓口へご提出ください。

### 桶川市住宅リフォーム資金補助金請求書(様式第8号)

金融機関名等を正確に記入してください。振込先は、申請者名義の口座に限り、記入もれや誤りがあると振り込みできませんので、確認の上ご提出ください。

# 桶川市住宅リフォーム資金補助金 対象工事可否一覧

区分	内容	可否	適用
<b>【基礎・土台】</b>			
1	基礎・土台の補強・修繕・取り替え	△	桶川市既存木造住宅耐震化事業の対象となる場合がある。
2	シロアリ駆除、防止用の薬剤噴霧	×	
<b>【屋根】</b>			
1	塗り替え・塗装の新設	○	
2	屋根材の葺き替え	○	
3	屋根の下地材を補修・取替え	○	
4	バルコニー床に防水新設・既存取替え、補修	○	
5	雪止めの設置及び交換	○	
6	といの取替え・修繕	○	
7	ソーラーパネル葺の屋根材への交換	△	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度の対象となる場合がある。
8	ソーラーパネルの設置に伴う工事	△	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度の対象となる場合がある。
<b>【外壁・外観】</b>			
1	塗り替え・塗装の新設	○	
2	外壁の張替え	○	カバー工法(既存の上に新設)による張替を含む。
3	外壁材の修繕	○	
4	外壁下地補修・取替え	○	
5	ひび割れ補修	○	
6	外壁モルタル剥離・剥落部分の補修	○	
7	外壁の漏水防止に伴う補修	○	
8	壁の筋かい等による補修	△	桶川市既存木造住宅耐震化事業の対象となる場合がある。
<b>【内装】</b>			
<b>床工事</b>			
1	フローリング張新設・張替え・補修	○	
2	畳の取替え・表替え・裏返し表張等	○	
3	固定されたカーペットの張替え	○	
4	床の断熱材新設・取替え工事	○	
5	段差の解消工事・改修工事	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
6	床仕上げ材の取替え・補修・変更	○	
7	じゅうたん、畳の上敷き等の交換等	×	既設床仕上げ材の上に敷き置くものは対象外。

△印の工事については、他の補助制度を利用した場合には不可とします

区分	内容	可否	適用
<b>壁工事</b>			
1	壁仕上げ材の取替え・補修・変更	○	クロスの張替えのみも対象とする。
2	タイルの張替え・補修・変更	○	
3	壁の塗替え・新設塗り	○	
4	腰壁の補修・取替え・新設	○	
5	壁の断熱材新設・取替え	○	
<b>天井工事</b>			
1	天井の仕上げ材の張替え・補修・変更	○	クロスの張替えのみも対象とする。
2	天井の塗替え・新設塗り	○	
3	天井の断熱材の新設・取替え	○	
<b>その他工事</b>			
1	和室(洋室)を洋室(和室)に変更	○	
2	間取りの変更改修	○	
3	店舗・事務所機能を居宅へ変更	○	
4	玄関式台の改修・変更・設置	△	移動が可能な据え付けとしないものは不可。
5	室内手すり設置	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
6	階段手すり設置	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
7	カーテンレールの取付け・ブラインドの設置	×	
8	カーテンの交換・新設	△	建具として使用する場合のみ対象とする。
9	ベランダ・バルコニーの設置・工事・改修	○	
10	家具転倒防止器具の設置・交換	×	
11	その他バリアフリー工事	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
12	耐震補強工事	△	桶川市既存木造住宅耐震化事業の対象となる場合がある。
13	住宅の増築(建築確認を伴わないもの)	○	※増築を行った場合、税務課資産税係への申出が必要です。
14	住宅の増築(建築確認を伴うもの)	×	
15	家屋の一部解体工事	△	解体のみは不可。その他リフォーム工事のため必要な場合のみ可。 ※解体を行った場合、税務課資産税係への申出が必要です。
16	家屋の解体工事	×	
17	据え付けの棚・物入れの撤去・新設・変更	○	
18	ウッドデッキ・サンルーム・濡れ縁等の設置	×	家屋に付帯する設備のため。
19	ホームエレベーター・自動昇降機の設置	△	介護保険制度を利用する場合は除く。

△印の工事については、他の補助制度を利用した場合には不可とします



区分	内容	可否	適用
<b>【建具・開口部】</b>			
1	外部開口部シャッター補修・取替え・新設	○	雨戸の新設・取替えを含む。
2	サッシの取替え	○	※省エネ工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
3	断熱サッシに取替え	○	
4	複層ガラス(ペアガラス等)へ入替え	○	
5	内窓の設置・交換・改修	○	
6	強化ガラスに入替え	○	
7	面格子の設置・交換・修繕	○	
8	ドアの取替え・塗替え・仕上げの張替え・新設	○	
9	障子・ふすま戸の入替え	○	
10	障子・ふすまの張替え	○	
11	木製建具の取替え・塗替え・仕上げの張替え・新設	○	
12	網戸の新設・取替え	○	
13	網戸の網のみを張替え	×	
14	防犯フィルムの張付け	×	
<b>【台所】</b>			
1	システムキッチンの新設・取替え	△	部品の交換、修繕・修理は除く。
2	システムキッチンの組み込み機器の取替え、部品の交換	×	修繕・修理も含む。
3	流し台の新設・取替え	○	
4	レンジフードの新設・取替え	△	台所の内装工事(壁・柱・床等の改修)を伴う場合に限る。
<b>【浴室】</b>			
1	浴室の新設・浴槽の取替え	○	
2	ユニットバス・シャワーユニットの新設・取替え	○	
3	床・壁の浴槽タイルの改修・変更	○	
4	浴室手すりの取付け・新設	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
5	天井の張替え・塗替え・交換	○	
6	換気扇の取替え	△	内装工事(壁・柱・床等の改修)を伴う場合に限る。
<b>【洗面室】</b>			
1	洗面器・洗面台の新設・交換	○	
2	洗面化粧台の新設・交換	○	
3	洗濯パンの新設・機種の変更	△	内装工事(壁・柱・床等の改修)を伴う場合に限る。

△印の工事については、他の補助制度を利用した場合については不可とします

区分	内容	可否	適用
<b>【トイレ】</b>			
1	和式から洋式便座への改修	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
2	水洗トイレへの改修・変更	○	
3	洋式便器の取替え	○	
4	洗浄便座のみの新設・取替え	×	
5	手すりの取付け・取替え	△	介護保険制度を利用する場合は除く。 ※バリアフリー工事は、固定資産税の軽減の対象となる場合があります。工事実施前に税務課資産税係へご相談ください。
<b>【給湯設備】</b>			
1	給湯器の新設・変更	△	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度の対象となる場合がある。
2	給湯器の修理・部品の交換	×	
3	給湯器のみの交換・取替え	△	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度の対象となる場合がある。
<b>【排水設備】</b>			
1	台所・便所・浴室等のリフォームに伴う 下水道等排水設備工事	○	
2	浄化槽から本下水道に変える工事	×	
3	浄化槽の工事	△	浄化槽設置整備事業補助金制度の対象となる場合がある。
<b>【給水・ガス設備】</b>			
1	住宅内での給水・ガス配管を含む新設 ・増設・取替え	○	
2	給水配管・ガス配管の屋外のみの工事	×	家屋に関する工事ではないため。
<b>【電気設備】</b>			
1	電力用配線・配管・分電盤の新設・増設・取替え	△	内装工事(壁・柱・床等の改修)を伴う場合に限る。
2	コンセント・スイッチ等の増設・交換・新設・取替え	△	
3	家電製品の増設・取替え(工事費を含む)	×	
4	アンテナ取付け・取替え(配線工事を含む)	×	
5	照明器具の取付け・設置・修繕	×	
6	防犯ライト・防犯設備の設置・取付け	×	
7	電話・インターネットの配線工事	×	
8	ケーブルテレビの配線工事	×	

△印の工事については、他の補助制度を利用した場合については不可とします



区分	内容	可否	適用
<b>【その他設備】</b>			
1	太陽光発電システムの設置・増設・変更	△	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度の対象となる場合がある。
2	床暖房の新設・増設・変更	○	敷設工事を伴わない移動できるものは不可。
3	住宅用火災警報器の新設・交換	×	
4	インターフォンの設置・交換	×	
5	サウナ室・防音室等の設置	△	ユニットタイプのもものは不可。
<b>【外構】</b>			
1	カーポートの新設・増設・変更	×	
2	造園(庭園)の新設・増設・変更	×	
3	塀等の新設	×	
4	塀等の増設・補修・変更等	×	
5	塀等の撤去・処分	○	道路に接している高さが80cm以上であること。 撤去・処分に係る費用の1/2が補助対象。 ただし住宅の取り壊しに伴う工事は補助対象外となります。
6	門扉の新設	×	
7	門扉の増設・補修・変更等	×	
8	門扉の撤去・処分	○	道路に接している高さが80cm以上であること。 撤去・処分に係る費用の1/2が補助対象。 ただし住宅の取り壊しに伴う工事は補助対象外となります。
<b>【その他】</b>			
1	リフォーム工事のために生じた廃材等の処理費用	○	
2	ハウスクリーニング等の清掃に係る費用	×	
3	防災シェルター等の設置・配置等	×	
4	車庫・物置の新築・増改築・修繕	×	
5	住宅(居住部分)と別棟の修繕及び工事	×	
6	住宅エコポイントとの併用の工事	×	
7	他補助制度・及び助成制度との重複の申請	×	
8	公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事	×	
9	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	×	
10	防虫や消毒薬等の薬剤散布・排水管の清掃	×	
11	申請者が自ら行った工事	×	申請者が役員等を務める法人を含む。
12	親族が既に補助制度を利用をされた住宅の改修	×	
13	仮設足場に伴う交通誘導員の配置、道路占用許可書・道路使用許可申請書の申請費用	△	対象工事の実施に必要なものに限る。
14	この表に記載されていない工事	△	※工事実施前に産業観光課へご相談ください。

△印の工事については、他の補助制度を利用した場合には不可とします

## Q & A

### Q 1 代理人の申請は可能ですか。

可能です。申請者本人または申請者と同一世帯の人が提出する場合以外は、委任状をご用意ください。なお、書類の記載及び押印は、申請者本人が行ってください。

### Q 2 工事が既に終わっている、または開始している場合も対象ですか。

対象外です。必ず着工前に申請をしてください。

### Q 3 借家に住んでいる場合、補助対象ですか。

対象外です。ただし、2親等以内の親族から借用している場合は対象となります。

### Q 4 2親等以内とは誰が対象ですか。

本人および配偶者、父母、子およびその配偶者、祖父母、兄弟姉妹、孫およびその配偶者。本人の配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹が対象です。

### Q 5 工事中止、または工事内容に変更が生じる場合はどうすればよいですか。

必ず産業観光課へ連絡をしてください。中止の場合は「取りやめ届」、変更の場合は「変更承認申請書」の提出が必要です。なお、補助対象工事の見積額と実際に要した工事金額が異なる場合、金額が低い方が補助金計算の対象額となります。

### Q 6 「住宅部分」と「ブロック塀等」のリフォーム補助金をそれぞれ利用できますか。

できます。過去に「住宅部分」のリフォーム補助金を受給している場合でも、「ブロック塀等」は補助の対象となります。

### Q 7 マンションのリフォームは共用部分（廊下、集会所等）の工事も対象ですか。

対象外です。マンションの場合、個人の専有部分のみが対象となります。

### Q 8 申請書類はどこにありますか。

産業観光課窓口または、桶川市ホームページからダウンロードできます。

上記の他に不明点がありましたら、産業観光課までお問合せください。  
お問い合わせ先は、ガイドの表紙下部に記載しています。

